

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定

勝山市（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、勝山市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理 収集、運搬、分別処理、処分、仮置場の管理並びにこれらに必要な業務のことをいう。

(協力体制)

第3条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の内容について協議し、実効性のある協力体制を構築するものとする。

2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、平常時から協力体制の整備に努めることとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、その数量等についてあらかじめ甲と共有するものとする。

(連絡体制)

第4条 甲と乙は、あらかじめこの協定に関する連絡体制を定めるものとする。

(協力要請)

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理及び処理に伴い必要な事項について協力を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) 処理量の軽減及び処理期間短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、分別に努めること。

(処理実施の報告)

第8条 乙は、災害廃棄物の処理を行った場合には、速やかに甲に次の事項を記載した報告書を提出し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理を行った場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理を実施した期間
- (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両及び資機材
- (5) その他必要な事項

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月26日

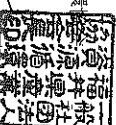
甲 福井県勝山市元町1丁目1番1号

勝山市

勝山市長 水上実喜夫

乙 福井県福井市米松2丁目24番20号

一般社団法人福井県産業資源循環協会  
会長 谷崎 晃



(費用の負担)

第9条 甲は、この協定に基づき、前条の処理に要した経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前（平常時）における賃金水準等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理について前条の承認を得た後、甲に対し前2項に規定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者に対する損害)

第10条 第7条に基づき災害廃棄物の処理に際し、乙の活動従事者が甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、乙の責任と費用負担をもって対応することとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡窓口)

第12条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては市民課、乙においては事務局とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し定めがない事項、又は疑義が生じたときについては、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から文書をもって協定を延長しない旨の通知がないときは、この協定は更に1年延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲が緊急に協定に対する異議申立をした場合は、申し立ての日から1月後に協定解除ができるものとする。